

熱海市まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後				
<p>(開発事業)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3)の2 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(開発事業の事前協議書の提出)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>別表第1 (第41条関係)</p> <p>開発事業の基準</p>	<p>(開発事業)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3)の2 (略)</p> <p><u>(3)の3 遺体保管所(葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管(運送契約に基づく一時保管を含む。)する施設をいう。)</u>の設置</p> <p><u>(3)の4 エンバーミング施設(葬儀を行う施設を持たず、業として薬液を使った遺体の保存、遺体の修復等の処置を行う施設をいう。)</u>の設置</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(開発事業の事前協議書の提出)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>2 条例第29条第1項第1号本文の規則で定める面積は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。</u></p> <p><u>(1) 第2条第3号から第4号までの開発事業 1平方メートル</u></p> <p><u>(2) 前号以外の開発事業 1,000平方メートル</u></p> <p><u>3 条例第29条第1項第1号オの規則で定める面積は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ当該各号に定める面積とする。</u></p> <p><u>(1) 第2条第3号から第4号までの開発事業 1平方メートル</u></p> <p><u>(2) 前号以外の開発事業 300平方メートル</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>別表第1 (第41条関係)</p> <p>開発事業の基準</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 2018 308 2054">種別</td> <td data-bbox="312 2018 785 2054">基準</td> </tr> </table>	種別	基準	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="809 2018 956 2054">種別</td> <td data-bbox="960 2018 1433 2054">基準</td> </tr> </table>	種別	基準
種別	基準				
種別	基準				

改正前		改正後	
1	<p>駐車施設</p> <p>(1) 条例別表第3の5の項の規則で定める基準は、スポーツ・レクリエーション施設及び条例別表第7に定めのない施設の規模、利用形態等から算定した台数とする。</p> <p>(2) 条例別表第3の5の項ただし書の規則で定める地域は、市長が別に告示する路線に接する施行区域とする。</p> <p>(3) 条例別表第3の5の項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 共同住宅の1階（前号に規定する路線に接する階層をいう。）又はその2階に店舗、商業施設等の集客施設を設置し、かつ、共同住宅の総戸数の20パーセントに12.5平方メートルを乗じて得た面積以上とする。</p> <p>イ アに規定する面積が50平方メートルに満たない場合は、その面積を50平方メートル以上とする。</p> <p>(4) 旅館、ホテル及び保養施設等の宿泊施設で、敷地の形状、建築物の構造等により自己の敷地内に駐車施設の設置が困難であると特に市長が認めるときは、設置場所について市長との協議により定めること。</p>	1	<p>駐車施設</p> <p>(1) 条例別表第3の5の項ただし書の規則で定める地域は、市長が別に告示する路線に接する施行区域とする。</p> <p>(2) 条例別表第3の5の項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 共同住宅の1階（前号に規定する路線に接する階層をいう。）又はその2階に店舗、商業施設等の集客施設を設置し、かつ、共同住宅の総戸数の20パーセントに12.5平方メートルを乗じて得た面積以上とする。</p> <p>イ アに規定する面積が50平方メートルに満たない場合は、その面積を50平方メートル以上とする。</p> <p>(3) 旅館、ホテル及び保養施設等の宿泊施設で、敷地の形状、建築物の構造等により<u>施行区域</u>内に駐車施設の設置が困難であると特に市長が認めるときは、設置場所について市長との協議により定めること。</p>
2～4	(略)	2～4	(略)